

令和3年9月

遠野市教育委員会定例会会議録

遠野市教育委員会

# 令和3年9月 遠野市教育委員会定例会会議録

- 1 開催場所 遠野市役所東館庁舎 3階大会議室
- 2 開催日時 令和3年9月21日(火) 午前10時00分
- 3 出席状況

○出席者

教育長	菊池 広親
委員(教育長職務代理者)	菊池 崇
委員	千田 由美子
委員	菊池 和子
委員	藤山 重理子

○説明等のため出席した職員

教育部長兼学校総務担当課長	伊藤 貴行
市民センター所長	新田 順子
子育て応援部長	磯谷 洋子
多文化共生・本の森特命部長	石田 久男
学校教育課長	佐々木 淳一
総務企画部管財担当課長	多田 清子

---

開会・開議 午後10時00分

---

## 1 開会

○教育部長兼学校総務担当課長

本日の令和3年9月遠野市教育委員会定例会は、委員全員の出席でございますので会議が成立していることを報告いたします。ここからは遠野市教育委員会会議規則によりまして教育長が進行いたします。

○教育長

それでは、令和3年9月遠野市教育委員会定例会を開催いたします。

## 2 議事

○教育長

次第2 議事に入ります。本日の議案は2件、議案第26号、議案第27号であります。議案第26号「遠野市教育委員会に提出する書類の押印の省略等に関する規則の制定について」事務局の説明をお願いします。

○教育部長兼学校総務担当課長

議案第26号「遠野市教育委員会に提出する書類の押印の省略等に関する規則の制定について」を説明いたします。

提案理由は、教育委員会等に提出する書類への押印の省略等について定めることにより、手続きの簡素化を図り、市民の負担を軽減することを目的として制定するものであります。

第1条は規則の目的。第2条は押印の省略等で規則等により提出者の押印または署名を要するとされているものについて、当該規則等の規定にかかわらず印鑑または署名の照合を必要とする場合を除き、提出者の押印の省略をすることができること。第3条は委任事

項。附則として、令和3年10月1日から施行することを定めるものであります。以上で説明を終わります。

○教育長

事務局から説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はございませんか。

(なし、の声)

○教育長

お諮りいたします。「議案第26号 遠野市教育委員会に提出する書類の押印の省略等に関する規則の制定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員、挙手)

○教育長

挙手全員であります。よって、議案第26号は原案のとおり決することといたします。

続きまして、議案第27号「遠野市教育委員会訓令で定める書類の押印の省略等に関する規程の制定について」事務局の説明をお願いします。

○教育部長兼学校総務担当課長

議案第27号「遠野市教育委員会訓令で定める書類の押印の省略等に関する規程の制定について」を説明いたします。提案理由は、教育委員会等に提出する書類への押印の省略等について定めることにより手続きの簡素化を図り、市民の負担を軽減することを目的としてこの訓令を制定するものであります。第1条は訓令の目的。第2条は押印の省略等で訓令により提出者の押印又は署名を要するとされているものについて、当該訓令の規定に関わらず印鑑または署名の照合を必要とする場合を除き、提出者の押印の省略をすることができること。附則として、令和3年10月1日から施行することを定めるものであります。以上で説明を終わります。

○教育長

説明が終わりました。委員の皆さんからご質問ございませんか。

(なし、の声)

○教育長

お諮りいたします。議案第27号「遠野市教育委員会訓令で定める書類の押印の省略等に関する規程の制定について」、賛成の委員の挙手をお願いします。

(賛成委員、挙手)

○教育長

挙手全員であります。よって、議案第27号は原案どおり可決することと決しました。

### 3 諸報告

○教育長

次第の3 諸報告に入ります。

(1) 令和3年9月遠野市議会定例会一般質問教育長答弁概要についてお願いします。

○教育部長兼学校総務担当課長

令和3年9月遠野市議会定例会一般質問の教育長答弁の概要についてご説明いたします。

お手元に別冊のものがありますのでそちらをご覧くださいと思います。今回の一般質問は3名からご質問がありました。

はじめは小林立栄議員であります。一問一答で子どもの未来を育てる取り組みの充実ということであります。ICTを活用した学びの現状については、市内全ての学校が活用していることを確認したと旨。ICT活用の取り組みについては、市教育研究所のICT教育部会が中心となり推進している旨を。端末の持ち帰りやオンライン授業への取り組みについては、現在ICT教育部会において課題解決に向けた検討を重ねていること。今年度中には、持ち帰りが可能な状況に構築していきたいという旨を。ICTを活用した総合学習や交流学习の取組の取組については、オンライン学習の中では夢の教室の事例を紹介しオンラインの交流と直接的な交流、それぞれの良さを生かした活用を図っていく旨を。児童生徒の目の健康への取組みでは、視力1.0未満の小中学生が増加傾向にあること。デジタル端末の使用時間をコントロールすることが大切であり、家庭と連携して取り組む必要があることを答弁しております。

続きまして、菊池巳喜男議員であります。一括質問で子どものコロナウイルス感染症対策ということでした。

学校再開における新型コロナウイルス感染予防対策では、県の緊急事態宣言の発令を踏まえて、これまで以上に緊張感をもって対応する必要があること。ワクチン接種については教職員の優先接種日を設定し実施していること。児童生徒のワクチン接種についても8月12日から予約が開始されたこと。オンライン授業につきましては、情報セキュリティや著作物使用等の手続き上の課題があること。ICT教育部会を中心に現在検討を行っていること。抗原簡易キットによる検査の活用については、クラスターの大規模化や医療のひっ迫等を防ぐ観点のものであること。当市においては、現在、その現状にないこと。抗原簡易キット100回分を教育委員会事務局が受領し保管すること。活用については、市校長会等と協議し、適切に対応していくことを答弁しております。

小中高校生の自殺報告がされているが遠野市の現状はどうかという質問については、現段階では児童生徒の感染者は確認されていないこと。自殺者についてもいないものと認識していること。児童生徒の心のケアにあたり学校や福祉部局と連携を図り、取り組んでいることを答弁してございます。

デジタル教科書につきましては、小学校5校、中学校2校に1教科分の学習者用のデジタル教科書を導入していること。ICT教育部会を中心に検証し、よりよい活用を図ることを答弁してございます。

なお、再質問がありまして、簡易キットの数及び小学3年以下の児童生徒への対応についてでした。100回分は遠野市に通知された数であること。学校にはまだ配布しないこと。基本的に教職員を想定しているものであること。また、使用につきましては、年齢制限があり保護者の承諾が必要である旨を答弁してございます。

3人目は、瀧本孝一議員であります。一括質問で子どものコロナウイルス対策ということでありました。児童生徒の感染者情報の公表については、陽性と確認された児童生徒はいないこと。情報の公開については、県の公表に準じて行うこと。感染者が発生した場合の学校の対応については、感染の規模や状況に応じて対応すること。対応に係る基準等については、教育委員会から各小中学校に通知し、各学校においては保護者に対して通知の内容の周知をしていること。中学生の集団接種については、あくまで任意接種であり、小中学生が接種を受ける場合には、本人が接種を希望し保護者もそれに同意する必要があること。接種日を教育活動に支障のない土日とすることを推奨していること。止むを得ず授業日にワクチン接種を行う場合においても、欠席扱いとしない旨の通知を学校に発出し、このことについては、各学校から保護者に周知をしていること。集団接種の考え方については、現時点では推奨するものではないという国の通知に準じて対応していくことを答弁しております。学校クラスターが発生した場合の対応であります。学級閉鎖、学年閉鎖、学校休業の3つの措置を感染の規模や状況により、中部保健所の指導を仰ぎながら対応すること。対応フローの見直しを行い、市内小中学校に対して本年7月に周知した旨を。子どもたちへの学習意欲への影響については、宿泊体験学習や修学旅行に延期や変更があ

ったこと。子どもたちの学習意欲に少なからず影響があったのではないか。できる限りの対策を講じ、対応している旨を答弁しております。

○教育長

諸報告の（１）の説明がありましたが、ご質問等ありましたらお願いします。

○菊池崇委員

ICTを利用した学習、オンライン授業などに関してですが、現在、委員会を立ち上げて、いろいろ行っているところとお聞きしましたが、今現在の進捗状況とオンライン授業をやるとすれば、どのくらいから可能になってくるのか質問します。

○学校教育課長

オンライン授業の実施については、端末を持ち帰って家庭学習を行うことは既にできる状況にあるのですが、ライブでそのままオンライン授業を行うとなると各家庭にWi-Fi環境が必要となります。Wi-Fi環境がないご家庭もありますので今後どうしていくかを検討しているところであります。年度内には、持ち帰りの学習をスタートさせるということで進めておりますが、ライブで行うオンライン授業というところは、臨時休業となった時に実施することになると思いますが、それ以前に何かを調べる学習や学校の課題などタブレットを用いて行うといったあたりの部分を先に進めようと研究しているところであります。

○教育長

ありがとうございました。よろしいですか。

○菊池崇委員

議員さんからご質問があった中に、Wi-Fiに関しての件が入ってなかったのも、その辺も取り組みを進めていただけたら委員としてはうれしいなと考えておりました。

○教育部長兼学校総務担当課長

本件については、教育長への質問だけではなく、市長にも質問がありました。通信環境の整備につきましては、特にも遠野テレビの光化事業を行っていることから、オンライン学習を見据えた形で対応していただきたいという旨の質問がありました。これについては、前向きに検討していくと市長が答弁しております。

○菊池崇委員

ありがとうございました。

○教育長

ほかにございましたらお願いします。

(なし、の声)

○教育長

進みます。諸報告の（２）令和３年度遠野市中学校新人大会結果についてお願いします。

○学校教育課長

９月１１日土曜日にこちらの結果一覧に記載されている競技が無事に行われましたことをまず報告いたします。結果につきましては記載のとおりでございます。二重丸のついた学校個人が県大会に進むこととなります。県大会は、前期日程と後期日程に分けて開催され

ます。主に外の競技が行われる前期日程は10月16日から17日、室内競技を中心とした後期日程は11月20日から21日となっております。サッカーなど地区予選がなかった競技もございますが、こちらも県大会に進むということになります。コロナ禍での開催となりましたが、今回も保護者等の協力をいただきながら観客数を制限したり、応援を入れ替え制で行ったりと開催方法の工夫がなされていて、各会場とも生徒が安全・安心な状態で大会に臨めるように工夫されておりました。

○教育長

ご質問等ございますか。

○菊池崇委員

新人大会が無事行われたことを大変うれしく思います。非常に良かったと思います。質問ですが、中学生は部活動が出来て大会も出来てはいるのですが、学童、小学校の方には施設を貸し出せないというところが通達されまして活動が一切できない状況になっておりました。これに関しましては、どこに明確な基準があつて中学生ができて小学生ができないのかということをお聞きしたいですし、どこからその通達があつて、どこにどのように通達がされたかということをお聞かせ願いたいと思います。

○市民センター所長

学童が使えなかったという背景には、岩手県が独自に出しました岩手緊急事態宣言がありました。8月12日に発出されましたが、それを受けて市の施設を管理しております市民センターを中心に教育委員会と相談し施設の利用について検討いたしました。その結果は、スポーツ少年団の活動場所を制限する形となりましたが、その背景には、県の通知の内容で、まず限定的に部活動だけを認めるというような内容での発出がありました。それ以外の部分については施設管理の面で利用を制限させていただいたところです。市の制限期間は8月17日からということにいたしました。そして先日9月16日に県が緊急事態宣言を解除したものですから、それに伴いまして本日付で施設の制限を解除しております。部活動については、県の方でそれは認めるという形であったものですから、それに準じた形になります。

○菊池崇委員

県が中学校はできて、学童の方はできないという判断をしたということなので、多分そちらに行かなければどこで区別したのかっていうのはわからないということでしょうが、これは私の意見ですが、子どもたちの活動の場、特に遠野市であるとするならば、公園も少ない、民間のところも少ないという現状で、ほぼ学校施設とか市の施設が使えなければ体を動かす場所がなくなってしまうというところで、子どもから運動の場を取り上げるということはいかにストレスがたまって大変なことかということを理解してもらいたいというところが一つ。これに関しては違う代案とか、ただ奪うだけではなく体を動かせるというところまで考えていただかないと。こちらとしては指導員の1人として、禁止されているからもうやらないということしかできないので、そこに関しましては考えていただきたいと思います。結構難しい状況だと思いますが、子どもにストレスが溜まっている状況であるとの声が非常に聞こえてきます。これからもあると思いますので何らかの対策をご検討いただけたらと思います。

○教育長

ご意見としてでよろしいですね。

○菊池崇委員

最後の方は意見です。是非ご検討いただければと思います。

○市民センター所長

補足で説明させていただきます。8月17日からは全面的に制限を致しました。その次に9月1日からですが新人戦に向けて、そのあとに小学校の陸上記録会も予定されているところで、その2つの大会に向けての会場使用は練習も含めまして制限を解除しております。その次に9月13日からですが、今度は団体利用を認めるという形で徐々に解除しております。背景には、やはり子どもたちの運動の機会をなるべく制限したくないというところがありました。ただし、ワクチン接種も子ども達は対象になっていないところもあるので、そのバランスといえますか不安要素をなるべく除きたいというところから、状況を判断しまして、順次解除しております。

○教育長

よろしいでしょうか。

○菊池崇委員

はい。

○教育長

その他ございましたらお願いします。

(なし、の声)

○教育長

進行します。(3)の一般報告を行います。

(教育長、教育部長兼学校総務担当課長、市民センター所長、多文化共生・本の森特命部長から報告)

○一般報告が終わりました。ご質問等ございますか。

○菊池和子委員

本の森が順調にスタートしてすごくよかったなと思います。修学旅行の話もあって、凄く幅が広がりそういう点でよかったなと思いますし、子どもたちの憩いの場になっていて、お祭りとかやっており、そういう点でも良かったなと思います。

行ってみて気になったのが、後ろの庭についてですが、庭ができるという話をずっと聞いてきましたが、庭というのはこれからどのようなかたちで整備されるのか。今決まっていることがあったら教えていただきたいです。

○多文化共生・本の森特命部長

一旦庭の工事は完成です。基本的に外構の工事につきましても安藤忠雄先生と相談して基本的にはあまり手をかけないでいくということでした。後ろの庭はかなり広いので、さらに道路際の部分に桜の木を何本か植樹する予定です。これは、鎮守(ちんじゅ)の森プロジェクトというところから安藤先生の紹介で桜の木を寄贈してもらう予定です。ほかの部分は徐々に原っぱにして遊べるような形にして、基本的には木と原っぱで自然な形にしたいというのがこれからの整備の状況です。課題となっていた駐車場は整備して全部で13台止められる状況です。かなり入り口がわかりづらいですが、市外から来た方も順調に駐車場を使っているようですので、今の状況のような駐車場を整備しました。原っぱに草が生えて桜の木が植樹されるというふうな形で大体整備は完了という予定です。

○教育長

よろしいですか。

○菊池和子委員

本の森と関わった整備の仕方というか、自然を活かしたという感じで凄くいいなと思います。ただそこに生やすのではなくて、意図的に小道を設けたり、そこにいるコオロギやバッタとかいろんな生物や植物が見られるような、本の森にある本で見たものが外に出れば見られるような環境になっていけば、より良いのではないかと思います。その中で子ども基地的な遊びの場所が作れるような、そういう見えないところもあったりしてもいいのではないかという思いを持ちました。意見です。

○多文化共生・本の森特命部長

委員のお話ですが、安藤先生も同じようなこととお話ししておりました。虫がいて花や草があって、それを見て本の森に入ってこの図鑑で調べる。本に興味がない、あまり好きじゃない子どもも遊びに来て、自然と本に触れ、興味を持つというふうな仕組みを作った方がいいのではないかと。これにつきましては、本の森を育てる会という約70人の市民グループができたので、そういった方々とも相談し、コンセプトにあうよう今のお話も実現できるよう進めていきたいと思えます。

○教育長

よろしいですか。ほかにございませんか。

○千田由美子委員

中学校3年生、高校3年生は受験時期ですが、コロナで施設が使えないとかの使用制限があったのは確かですけど、勉強する場所がなくて困っている、何とか工夫して子どもたちの学びの場を確保できるようにならないのかという声があったので、コロナが収まらないうちは何ともならないかもしれないですが、どうにか工夫して対策を練って、子どもたちの勉強したい、学びたいという場を制限するのではなく、可能な限りどこか施設を開放するようにできないものなのかお聞きします。

○教育長

放課後ということですか。

○千田由美子委員

放課後です。以前でしたら市役所とかで汽車の待ち時間に利用ができましたが、コロナ以降は、そういったところがどこにもなくて困っている高校生とかがいたのは事実です。その辺をうまくできる策があればいいなと思います。これからご検討いただければ、また緊急事態宣言とかで制限された時にここなら空いているというところがあれば良いのかなと。意見です。

○教育長

今後、県から緊急事態宣言が出されれば、また似たような形になるでしょう。その時に出来るか出来ないかを含めた検討ということで、市長部局との話も必要となりますので、ご意見として承っておきます。

○教育長

そのほかにございますか。よろしいですか。それでは進みます。  
諸報告の(4)来月の主な行事についてお願いします。

○教育部長兼学校総務担当課長

10月の行事予定になります。主なところでは、12日に土淵小の授業実践交流会があります。22日に定例会、午後には北小の学校懇談会という形になります。学校関係は、修学旅



行、学習発表会、文化祭等が入ってまいります。コロナの方も落ち着いてまいりましたので、予定どおり開催できるものと思っております。なお、先程の報告で漏れておりましたが、今回の9月議会において、修学旅行のキャンセル料があった場合の不足の補助を予算化してございます。今後、もしコロナの影響で行き先が変わるとか、万が一中止になって行けなくなった場合には、市の方で対応する形になります。

○教育長

質問等ありましたらお願いします。

○菊池崇委員

修学旅行についてですが、ご家庭によっては行かないというご家庭もいらっしゃると思うのですが、そういった子ども達への対応はどのようになるのか。登校して勉強といった形になるのですか。

○学校教育課長

自分の意志で行かないという場合には、それを尊重するというかたちになっております。

○菊池崇委員

自宅待機とかそういうことになるのか、その辺を伺います。

○学校教育課長

基本的には学校に登校して個別学習を行うこととなります。

○教育長

ほかにありましたらお願いします。

(なし、の声)

#### 4 その他

○教育長

4番その他に入ります。子育て応援部長お願いします。

○子育て応援部長

令和3年9月1日付けの職員名簿を配布してございます。9月1日付けの人事異動によりまして、子ども政策課長に村上明洋が参りました。そして、7月からですがファミリーサポートセンターの対応ということで子育て援助活動支援員の菊池春香が配置されております。この体制で進めて参ります。

○教育長

人事異動等の情報でした。管財担当課長お願いします。

○管財担当課長

9月議会で補正予算を計上しまして可決いただきまして、事業として進めていくものを説明させていただきます。小学校管理費の中には遠野小学校暖房機修繕ということで遠野小学校普通教室校長室等のパネルヒーター計5台が、本体からの不凍液漏れにより正常に稼働しないということがありましたので修繕を行いまして、冬に間に合うように修繕を行います。あとは、小学校費の学校建設費のなかで小友小学校の長寿命化改修実施設計を6月補正で議決いただいておりましたが、小友小学校の校舎の実施設計の発注を行う前に県の補助金を算定する段階で校舎改修を1年先送りすることでより有利な補助を当てる事ができることと、令和4年度に小友小学校の学校公開を控えていることが明らかになりました。

たので、校舎の長寿命化を先送りとしまして屋内運動場の長寿命化を先にすることとして、9月補正には屋内運動場の実施設計の経費について計上させていただいております。スケジュールとしましては、入札をしまして10月から3月までの基本実施設計をしまして、令和4年度に改修工事を行う予定としております。最後に中学校の管理費の中では、遠野西中の屋外トイレの整備工事請負費ということで、市内3中学校のうち西中だけ屋外トイレが整備されていませんでしたので、屋外トイレの整備を行うこととします。このスケジュールにつきましては、年度内の完成を目指しておりますが、ウッドショックの関係で資材等が高くなっておりますので、計上した予算内の中で今年度中に実施したいと思っておりますが、もしかすると繰り越しで来年度になる可能性はありますが、目標としては、今年度内の完成ということで新年度からは屋外のトイレを使っていただくように整備することで予算の計上をしております。

○教育長

説明がありましたが何か質問等ございましたらお願いします。

(なし、の声)

○教育長

それでは、その他の(1)の説明をお願いします。

○教育部長兼学校総務担当課長

10月の定例会の日程でございます。10月22日金曜日午前10時となりますのでよろしくお願ひします。

5 閉会

○教育長

以上を持ちまして令和3年9月遠野市教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

---

閉会 午前10時43分

---

会議録作成者 教育長 菊池 広親

署名 委員

署名 委員

署名 委員

署名 委員